

## 平成25年度清須市立学校の通学区域(調整区域)について

## 1. 学校の指定について

幼児、児童が清須市立の幼稚園、小学校又は中学校に入学するとき、下記の表のとおり、市の教育委員会から入学する学校が指定されます。この指定された学校を「指定校」といい、その学校に通う地域を「通学区域」と言います。

## 【現行】

区域	学校区		通学区域
幼稚園通学区域	1	西枇杷島第1幼稚園	全(JR東海道本線以北の地域)地区
	2	西枇杷島第2幼稚園	全(JR東海道本線以南の地域)地区
小学校通学区域	3	西枇杷島小学校	下新、片町、十軒裏、橋詰、問屋、南問屋、押花、泉、砂入、下砂入、住吉、日の出一丁目、大黒、弁天、末広、恵比須、二見、旭、芳野、小野田、川口、東六軒、西六軒、南六軒、大野、南松原、辰新田、西笹子原、東笹子原、北二ツ杵、南二ツ杵、宮前、小場塚、養和、五畝割、七畝割、替地、芝野新田、子新田、枇杷島駅前東一丁目及び地領(県道祖父江線以南の地域)地区
	4	古城小学校	小田井、上新、城並、北大和、南大和、古城、花咲、地領(県道名古屋祖父江線以北の地域)地区
	5	清洲小学校	北市場、大嶋、一場、清洲(五条川右岸の地域)、西市場、廻間、土田、花水木、上条、新清洲地区
	6	清洲東小学校	清洲(五条川左岸の地域)、西田中及び朝日地区
	7	新川小学校	助七(JR東海道本線以南の地域)、東須ヶ口、鍋片、東外町(名鉄名古屋本線以東の地域)、土器野(西枇杷島町市町及び新川左岸の地域)、上河原、中河原、下河原及び寺野(JR東海道本線以南の地域)地区
	8	星の宮小学校	阿原、助七(JR東海道本線以北の地域)及び寺野(JR東海道本線以北の地域)地区
	9	桃栄小学校	桃栄、須ヶ口(名鉄名古屋本線以西の地域)、西須ヶ口、須ヶ口駅前、東外町(名鉄名古屋本線以西の地域)、西堀江及び土器野(西町を除く新川右岸の地域)地区
	10	春日小学校	春日地区
	中学校通学区域	11	西枇杷島中学校
12		清洲中学校	5及び6の小学校区の通学区域
13		新川中学校	7、8及び9の小学校の通学区域
14		春日中学校	10の小学校区の通学区域

【平成27年度西枇杷島第2幼稚園廃園予定による通学区域の設定（案）

／施行予定 平成26年4月1日】

区域	学校区		通学区域
幼稚園通学区域	1	西枇杷島第1幼稚園	市内全域
	2	西枇杷島第2幼稚園	市内全域

※平成28年3月31日西枇杷島第2幼稚園廃園予定・平成28年4月1日西枇杷島地区保育園の新設に伴い、兄弟・姉妹での入園に影響が出ないように、事前に通学区域を西枇杷島第1幼稚園及び西枇杷島第2幼稚園両園とも市内全域に変更するものです。

## 2. 指定校変更の調整区域について

指定校変更の調整区域とは、指定校変更許可基準に該当することなく、居住区域により、指定校を変更することが出来るというものです。

現在、全（JR 東海道本線以北の地域）地区においては、指定校が西枇杷島第1幼稚園、変更可能な学校西枇杷島第2幼稚園となっておりますが、通学区域を西枇杷島第1幼稚園及び西枇杷島第2幼稚園両園とも、市内全域としたため、現行の調整区域を削除するものです。

### 【現行の調整区域】

区域	指定校	変更可能な学校
全（JR 東海道本線以北の地域）地区	西枇杷島第1幼稚園	西枇杷島第2幼稚園



**削 除**

【施行予定 平成27年度西枇杷島第2幼稚園廃園予定による通学区域の設定（案）同様平成26年4月1日】

### 【改正後の調整区域】

区域	指定校	変更可能な学校
芳野（富士岳地域）地区	西枇杷島小学校	新川小学校
	西枇杷島中学校	新川中学校
西田中地区	清洲東小学校	星の宮小学校
	清洲中学校	新川中学校
清洲（丸の内地域）地区	清洲東小学校	新川小学校 桃栄小学校
	清洲中学校	新川中学校
寺野（池端地域）地区	星の宮小学校	清洲東小学校
	新川中学校	清洲中学校
寺野（JR 東海道本線以南の地域）又は鍋片地区	新川小学校	清洲東小学校
	新川中学校	清洲中学校
春日（野田町及び下之切地域）地区	春日小学校	清洲東小学校
	春日中学校	清洲中学校
一場（鍛冶屋町地域）地区	清洲小学校	春日小学校
	清洲中学校	春日中学校